

はしがき……………1

I 企業は国有にすべきだという考え方に
ついて……………

問題提起 企業を社会のものとする事……………12

A 国有化の思想と政策とが非現実化したこと……………13

1 国有化理論の神話性 2 すべての社会的思想は政策としてあらわされなければならない 3 国有化思想・政策がおそれられた時代の終わり 4 社会主義政党が国有化政策を捨ててしまったこと

B 国有化の思想はなぜ歴史的に風化してしまったか……………20

5 国家はそんなに強力な存在ではないということ 6 国民の財産を国家に没収することが支持されなくなったこと 7 企業が国家を越えて強力になったこと

C 社会主義の思想的老化と社会主義政党の政策喪失現象について……………26

8 社会主義政党には政策があつて政策がなくなったこと 9 どんな政策でも社会主義政党の政策に成るのである 10 政策の有機的体系性の成立と崩壊

II 市民主義的企業規制はどこに限界があるか……………

A 市民主義がアメリカで成長した理由……………34

11 老化した社会主義に市民主義が代わりつつあること 12 アメリカは政治的後進国である 13 市民主義は政治制度的後進性を土壌として育った 14 不十分な国民社会の形成が条件となったこと 15 市民主義の日本への渡来

B 市民主義的企業告発には限界がある……………43

16 一株株主は企業のなかへはいれない 17 市民主義の行動が不測のものであること 18 道徳運動的限界をもっていること

III 企業は従業員のものとならなければ ならない

- A 企業はいかに従業員のものでないか……………52
19 企業を従業員のすべてのものであることは企業を社会
のみんなのものとするのである 20 企業経営者と一般
従業員とは封建領主と百姓との関係と同じ 21 「ジキル
博士とハイド氏」的分裂人間の生産 22 国家における民
主主義が企業における専制の維持に役立っていること
23 民主主義は専制にたいして劣性であること

- B 企業の社会における知る権利と言う権利……………65

24 知ることと知る権利によって知ること 25 言うことと
言う権利によって言うこと 26 一般従業員には企業の責
任を負う義務も権利もない 27 企業従業員は被疎外的人
間の典型である 28 企業社会生活におけるその空しさ

- C 企業経営者を従業員公選とするほかはない……………77

29 国家の歴史的経験に学ぶ 30 経営者を選ぶことによっ
て企業は従業員のものとなる

- D 企業の「労働者管理」と従業員の「経営参加」と
いう思想について……………81

31 この問題をとりあげる理由 32 サンデイカリズムとギ
ルド社会主義とはなぜ挫折したか 33 「産業民主主義」
とは 34 「産業民主主義」は民主主義か 35 「産業民主
主義」は企業内身分制に妥協的である

IV 企業を従業員のものとするのはか く可能である

- A 専制的従業員支配のための二つの原則について……………100

36 賃金をもらっているかぎり、言うことをきくのはあた
りまえだという思想 37 賃金契約主義理論には陥穽があ
る 38 従業員支配の二つの因子はその性格がちがう 39
資本所有者が一方的に従業員支配をするのはあたりまえ
だという考え方は果して成り立つか

- B 革命とは権威を変えることである……………110

40 資本の力を構成している二つの因子 41 資本の権威と
経営者の権力 42 権威はとりかえることができる

C 資本の権威の成立が資本主義の成立を決定する……………122

43 資本の成立と資本の権威の成立とは、ちがった事柄である 44 古代や中世では資本はまだ権威として存在していなかった 45 資本の自己目的化と近代 46 資本の権威の成立と資本主義の成立

D 資本主義は永久につづくのか……………133

47 資本主義の指標条件とマルクスおよびウェーバー 48 ソ連における利潤制の採用と資本主義 49 自由な労働者という条件について 50 資本主義は果して不死なのか

E 企業変革によって資本主義は減じる……………143

51 多数者の権威が資本の権威にとって代わる 52 神の権威と学問の権威—宗教集団と大学の場合 53 多数者権威の樹立と資本そのものの解放

V こうすれば企業は従業員のものとなる

A 経営者たちの抵抗闘争とその陣立て……………156

54 ふたたびサンディカルズムについて 55 会社法の改正によって多数者権威を立てることとその試案 56 株主総

会はずでに実質的機能を失っている 57 「資本と経営の分離」現象について—とくにアメリカの場合 58 現代における階級の形成について

B 経営者階級とその政党の解体は必至であること……………172

59 国会に経営者公選制の旗を立てることの意味 60 経営者集団と経営者政党とは解体する

C この配慮が欠けてはならない……………179

61 必ず経営者が公選されなければならない企業 62 旧経営者にたいする復讐の意識は捨て去られなければならない

VI 企業変革によって企業と社会とはどう変わるか

A こうして企業は社会のみんなのものとなる……………188

63 企業からストライキが消滅する 64 企業が社会のみんなのものになるということについて 65 国・公営事業は果して国民のものだといえるか

B 官庁に多数者権威を樹立すること……………195

66 企業変革の連鎖反応は国・公営事業から官庁にまでおよび 67 各省事務次官を公選とすることによって官僚主義の根を断つこと 68 副知事と助役とを公務員公選とすること 69 企業の体制変革のほう国・公営事業や官庁の変革よりも重大である

C 企業社会を共同体コンミュニティに変えることができる……………207

70 企業社会は格付け社会、管理社会であることをやめる
71 企業社会が共同体となるための条件 72 企業社会が共同体となりうる根拠

D 現代の危機と新しい世界体制の創造……………218

73 産業危機としての世界危機に責任的に立ち向かいうる者 74 国家の能力には限りがある 75 産業別の企業連帯組織がつくられなければならない 76 「近代国家」の時代の終わり 77 経済の世界的な体制がつくられる場合に 78 機は熟している

事項・人名索引